

入札説明書等に関する質問回答

2 要求水準書に対する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	-	-	-	-	-	実施方針・要求水準書（案）への質問・意見に対する回答は有効との理解でよろしいでしょうか。 有効であれば、関係資料について開示をお願いします。 なお、入札公告にて変更がある箇所については、入札公告の条件を正とします。	入札公告に先立って行った質問に対する回答（見積徴取時の要求水準書（案）や実施方針に関する質問回答）は、入札公告前のものであるため、有効ではありません。
2	1-4	第1章	第4節	4	建設用地	敷地境界線が明記された図面をいただけないでしょうか。 また、緑地率の対象となる「敷地面積全体」の範囲をご教示いただけないでしょうか。	入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。
3	1-4	第1章	第4節	4	2)敷地面積	本事業は工場立地法の届出対象でしょうか。届出対象の場合、敷地全体面積（約21,670㎡）に応じて環境施設、緑地、外周部緑地を計画する必要がありますが、現状の敷地全体の植栽計画図をご提示いただけないでしょうか。	工場立地法の対象施設となります。 現状の植栽計画図はありません。 詳細については現地をご確認いただき計画してください。
4	1-5	第1章	第4節	8	3)別途工事	(2)本工事エリア外の③④について、新設焼却施設から取合点、および共同溝を経由して市民温水プールに至る範囲についての所掌区分は、以下のとおりと認識してよろしいでしょうか。 ①新施設から取合点までが本工事範囲 ・温水管 ・消防用水送水管 ②新施設から取合点までの空配管が本工事範囲。電線、ケーブルの新施設から市民プールまでの敷設が別途工事 ・消防通信 ・TV ・FM ・電線管（6,600V）	お見込みのとおりです。 添付資料2をご参照ください。
5	1-5	第1章	第4節	8	工事概要 3) 別途工事 (1) ①	北側自衛隊用地整備：令和6年5月～12月の具体的な範囲・スケジュールについて明示願います。 旧焼却施設撤去を本体工事で着工前（令和6年）に行う場合、仮設ヤード及び駐車場が整備されていないと判断しますが、その際の工事関係車両の搬入ルートはどのように考えればよろしいでしょうか。	前段の整備範囲は、図面にて提示します。スケジュールは、現在計画中のため詳細なものはありません。 後段の搬入ルートについては、現道を使用するものとし、上津クリーンセンターの施設運営に支障とならないよう調整が必要となります。 入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
6	1-5	第1章	第4節	8	工事概要 3) 別途工事 (1) ①	北側自衛隊用地整備：令和6年5月～12月に関する情報は「添付資料2 工事段階図」に記載の情報と理解しますが、本工事で発生した建築発生土は貴市で確保いただける4km以内の残土置き場に全量持込みできるものと考えてよろしいでしょうか。	本工事での発生土量を18,000m ³ と見込んでおります。発生土量18,000m ³ のうち優先的に9,000m ³ を自衛隊用地内へ搬出し、盛土・造成・排水設備等の施工を行って下さい。なお、使用許可について、現在、事務的協議を進めております。 残りの発生土は4km以内にあります、本市が別に指定する場所へ搬出することとしています。 入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）にご連絡ください。
7	1-6	第1章	第4節	9	立地条件 4) 敷地周辺設備	敷地境界（21,670m ² ）を明記したCADデータの提供をお願いします。	入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。
8	1-6	第1章	第4節	11	事業期間 1) 全体の計画工程表	全体の計画工程表において、次期上津クリーンセンター施設建設工事の建築工事及び外構工事は竣工（令和10年9月30日）を順守すれば工程の詳細変更が可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、同計画工程表の別途工事の予定時期との整合については十分配慮ください。
9	1-7	第1章	第4節	11	事業期間	建設工事と上下水道・電線管敷設工事・防災盤の副受信機工事の敷設工事（市様工事）が共にR9年度年末に完了となっていますが、上水供給・下水接続先・電力供給・副受信機が無い場合は建築完了検査、消防検査及び試運転の開始に影響がございます。建築設備等の試運転期間を考慮し、遅くともR9.12末頃には貴市工事は完了すると認識してよろしいでしょうか。	落札者と協議の上で調整します。
10	1-7	第1章	第4節	11	事業期間	建設工事と防災盤の副受信機工事が市様所掌工事となっていますが、要求水準書P2-8に「・・・また、防災副受信盤を中央制御室内に設置すること。」、要求水準書P5-33に「副受信機は、工場棟内運営事務室及び市の事務所に設置すること。その他、温水プールの副受信機を中央監視室に設置すること。」との記載があります。以下の所掌と認識してよろしいでしょうか。 本工事の防災盤：中央制御室へ事業者にて設置 本工事の副受信機：運営事務室と市事務所へ事業者にて設置 温水プール副受信機：中央制御室へ市様にて設置	お見込みのとおりです。
11	1-7	第1章	第4節	11	事業期間	雨水排水路工事がR11年度初～R12度末となっていますが、施設運営開始時点では完成していない状態です。添付資料2に雨水排水取合点が示されていますが、工事中の雨水排水先、竣工時点での雨水排水先はこちらに接続しても問題ないでしょうか。また、取合点以降の排水経路が確保されているのであれば、雨水排水路工事との接続取合仕様をご提示いただけないでしょうか。	前段は可とします。ただし、濁水防止対応を講じてください。 後段は、取合点以降は現況雨水排水路のため、入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。 また、詳細については現地もご確認いただき計画してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
12	1-9	第1章	第5節	4	許認可申請等	ZEB認証手続き（補助事業申請等を含む）について、補助金申請は本工事のみが対象で、本工事範囲以外は貴市所掌と考えてよろしいでしょうか。なお、「建築物等の脱炭素・レジリエンス強化促進事業」としてZEB補助金申請を行う場合は、BEMSの導入が必要条件となるとともに、同公募要領の第1章の4申請者の（1）補助金を申請できる者のiに地方公共団体（都道府県、政令市、中核都市及び施行時特例市を除く）と記載がありますが、貴市が想定される補助事業申請とはどのようなものをお考えでしょうか。	前段はお見込みのとおりです。後段は事業者は本市の指示に従って必要な資料・書類等の作成を行うことを想定しています。
13	2-1	第2章	第1節	1	安定・経済運転 ⑥	「薬品及び消耗品関係の貯留日数は、・・・10日分以上となる計画とすること」とありますが、灰ピットや集じん灰貯留タンク（固化物パンカと合わせて）の貯留容量の考え方も、本記載に準じるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	2-1	第2章	第1節	3	災害廃棄物の受け入れ	受入される災害廃棄物は、一次仮置場にて分別された可燃ごみが搬入される計画と認識してよろしいでしょうか。	一次仮置き場にて分別されたものの他、被災者等の直接搬入があります。
15	2-2	第2章	第1節	9	他施設との共有	「別途施設として、現焼却施設解体跡地に、・・・、公用車用〔5〕台以上（うち1台以上に急速充電設備）」とありますが、急速充電設備は増設分も含めて貴市にて設置するものと考えてよろしいでしょうか。	4-145にあるとおり1台は事業者にて設置し、増設分は本市で設置します。
16	2-3	第2章	第2節	2	1) エネルギー回収型廃棄物処理施設 (2) 処理対象量	年間の計画処理対象量は記載されていますが、計画するに当たり、ごみ主別、委託、市民持込等の日ごとの計量データがありましたら、過去5年間程度の計量データをご提示いただけないでしょうか。	入札参加の希望者に資料を提示します。令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1（13））に連絡ください。
17	2-4	第2章	第2節	2	計画ごみ質 2) 破砕処理施設 (1) ごみの種類	処理対象物に廃タイヤがあります。近年、増加しているラジアルタイヤには、スチールベルトが内蔵されており、強靱な構造となっています。廃タイヤを切断すると、切断刃の摩耗が懸念されます。適正な維持管理費の算出にあたり、年間処理本数をご提示願います。	現上津クリーンセンターの近年のバイク、乗用車用タイヤ処理実績です。 R2年度実績 約542本/年 R3年度実績 約659本/年 R4年度実績 約670本/年
18	2-5	第2章	第2節	6	主要設備方式 5) ②	プラント用水について、井水を利用する場合は事業者自ら井戸を新設することを可としていただいているのですが、適切に計画するため、既存井戸の設計図、ポンプ仕様等がわかる資料をご提示いただけないでしょうか。	入札参加の希望者に資料を提示します。令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1（13））に連絡ください。
19	2-5	第2章	第2節	6	主要設備方式 5) 給水設備 ②プラント用水	「井水を利用する場合は、既設井戸（現焼却施設西側）の利用可とする。既存井戸を利用しない場合は、事業者において埋め戻す・・・」とありますが、「添付資料2 工事段階図」では既設井戸（現焼却施設西側）は事前撤去されると記載があります。したがって、既設井戸は事前撤去されているものとの理解でよろしいでしょうか。なお、貴市の撤去工事について、詳細（特に、事業者の建設工事着工時の状態）をご教示願います。	当市で行う井戸の撤去工事の概要は、地上部分の機器の撤去、ポンプの撤去などとなっており、埋め戻しは行いません。既存井戸を利用しない場合は、事業者において埋め戻してください。参考に、入札参加の希望者に資料を提示します。令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1（13））に連絡ください。


No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
20	2-5	第2章	第2節	6	主要設備方式 9) 灰処理設備	「水分25%以下」のご指示ですが、「p. 4-72 3-1. 灰押し出し設備」の項に「形式 半湿式往復動押し出し式」とあります。『半湿式』では、水分は成り行きとなります。水分については、目標値と考えてよろしいでしょうか。 なお、水分が保証値である場合は、灰押し出し設備の形式を事業者にて提案させていただけないでしょうか。	水分量は保証値です。 灰押し出し設備の形式は要求水準書どおりとします。
21	2-6	第2章	第2節	8	配置動線等 8)	「入口計量前の滞車スペースは、・・・敷地全体で4tパッカー車20台以上を確保すること」とありますが、滞車スペースは4tパッカー車20台分以上のスペースを見込み、滞車スペースの運用は「p. 2-8 13. 車両仕様」にある車両台数をもとに事業者にて提案するものと考えてよろしいでしょうか。（例：パッカー車用滞車スペース：10台以上、直接搬入車用滞車スペース：4tパッカー車10台相当分以上）	可とします。
22	2-6	第2章	第2節	8	配置動線等 10)	「構内動線計画は、・・・、動線の途中で管理エリアに寄れる動線への配慮」とありますが、下記についてご教示願います。 ①「管理エリア」とは、貴市の居室エリアでしょうか。 ②「動線」とは、ごみ搬入動線でしょうか。 ③「動線の途中」とは、施設入口への進入から施設出口への退出までを示すのでしょうか。	①②お見込みのとおりです。 ③受付時に搬入不適合等を発見した場合や搬入者とのトラブルの際に、搬入物について聞き取り・指導を行う 車両一時駐車スペースを、計量からごみピット投入までの車両動線の途中に設けること。 また、職員が管理エリアと一時駐車スペースを行き来できる動線を念頭に計画してください。
23	2-6	第2章	第2節	8	15)	フェンス等を設け、施錠管理が可能な計画とのことですが、お考えのフェンス位置を添付資料2のR13年度にてご教示いただけないでしょうか。	正門から裏門への東西に抜ける構内通路は基本的に開放し、その他（工場棟、駐車場、ストックヤード等）についてフェンス等による囲いを設けることとし、ご計画ください。
24	2-7	第2章	第2節	8	配置動線等 15)	「既存の敷地内通路」とありますが、これは正門から裏門への通路のことと理解してよろしいでしょうか。通路の範囲をご教示願います。	お見込みのとおりです。
25	2-7	第2章	第2節	9	余熱利用計画	市民温水プールについて、「全炉停止時以外は、市民温水プールへ温水を供給する」とありますが、一方で6-16頁に「休業日は2月頃に3週間程度の期間を想定」とあります。 全炉停止時以外は休業日も含めて常時100万kcal/hの熱供給を行うとの理解でよろしいでしょうか。	現状と同様に、全炉停止期間を毎年2月頃で設定してください。この間の温水プールへの熱供給は不要です。詳細な停止期間は本市と協議後決定することとします。 そのほかの期間については休館日を含めて常時温水供給が原則となります。
26	2-7	第2章	第2節	10	ユーティリティ 2) 水道	「工事中用は既設水道の上水引き込み管の水道メーター上流部分から、工事中用としてφ40以下の口径で分岐することは可」と記載がありますが、取合位置をご教示願います。	工事用の仮設給水管敷設はすべて事業者の範囲とします。分岐位置は、実施設計時に事業者と協議のうえで決定します。 参考に、入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。
27	2-7	第2章	第2節	11	市民温水プールとの連携	「市民温水プールには、・・・消火栓用の水供給を行うこと」とありますが、市民温水プールへ供給が必要な消火栓用配管の水量・圧力をご教示いただけないでしょうか。	現状の温水プールの消火設備等を踏まえ、関係法令に従い、事業者にて水量・圧力を設定してください。 参考に、入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
28	2-8	第2章	第2節	11	市民温水プールとの連携	市民温水プールの「防災副受信盤を中央制御室内に設置すること」とありますが、本工事範囲は防災副受信盤本体、および敷地範囲の取合点までの空配管であり、ケーブル敷設等は範囲外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	2-8	第2章	第2節	12	杉谷埋立地との連携	「杉谷埋立地の監視施設システム」とありますが、その内容に関しては第4章 第13節 10その他（4-141頁）に記載の「中央制御室内に杉谷埋立地監視用パソコンとモニター（共に本市が準備する）を設置する場所を確保すること。なお、杉谷埋立地の緊急信号発出時には本市に速やかに連絡すること。」が該当し、場所の確保のみが請負者の所掌との理解でよろしいでしょうか。 また、御市への連絡方法は同3計装設備（4-129頁）に記載の「(8)自動通報装置」で行うとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、システム設置場所及びシステムの通信に必要な配線、配管、配線ルート等の確保をしてください。 後段は本市への連絡は緊急連絡網による電話連絡とします。
30	2-8	第2章	第2節	12	杉谷埋立地との連携	「杉谷埋立地の監視施設システムを中央制御室に設置し、緊急信号発出時に本市へ速やかに連絡を行うなど、連携を図ること」とありますが、「p.6-29 9-3.杉谷埋立地監視の協力」の項では「中央制御室内に設置した杉谷埋立地用の監視モニターより緊急信号の発出があった際には本市に速やかに連絡すること。」とあります。監視施設システム(監視モニター含む)の設備構成、仕様をご教示願います。	パソコン、モニター、キーボード、マウス、ルーター、スイッチングHUB等が主なものです。 入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。
31	2-8	第2章	第2節	13	車両仕様 表2-8	焼却灰搬出車両（天蓋付きダンプ車又はトレーラー）の詳細な寸法（既存にて使用されている車両情報等）をご提示願います。	【焼却灰搬出車】 10tダンプは、長さ約10m、幅約2.5m、高さ約3.3m（天蓋閉状態） なお、臨時的（0回/年～3回/年程度）にトレーラーが使用されることがあります。トレーラーは長さ約12m、幅約2.5m、高さ約3.5m（天蓋閉状態） ※回転半径は経験から想定してください。 入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。 その他の表2-8車両仕様（参考）に記載している車両については以下のとおりとなります。 【蛍光管搬出車】 全長：約12m、全幅：約2.5m、高さ：約3.8m、回転半径約：12m 【乾電池・鏡搬出車（コンテナ2連結）】 全長：約13.3m、全幅：約2.5m、高さ：約3.9m、回転半径：約12m
32	2-8	第2章	第2節	13	車両仕様	表2-8車両仕様に記載の全車両の最大車両仕様（全長、全幅、全高、ホイールベース、最小回転半径）をご教示いただけないでしょうか。	NO.31を参照してください。 なお、記載がない部分は調査や経験などを基に設定してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
33	2-8	第2章	第2節	13	車両仕様	表2-8に記載の車種のうち、全長・全幅・全高の記載が無いものの寸法をご教示願います。特に焼却灰（主灰）搬出車に「トレーラー」のご記載がありますが、想定される仕様（全長他）についてご教示いただけないでしょうか。 仮に2台連結したトレーラ等をご想定の場合、切り離し・積替え作業等のスペースは既設解体後に確保し、それまでは10 t ダンプでの搬出のみと認識してよろしいでしょうか。	No31をご参照ください。
34	2-10	第2章	3節	1	排ガス基準 表2-11	表2-11でCOは1時間平均、4時間平均を明記されていますが、それ以外の項目は1時間平均と考えてよいでしょうか。なお、「p.6-14 6-2監視基準値を満足できない場合の対応」では1時間平均値となっています。	p.6-14 6-2監視基準（停止基準（管理基準値））のとおりです。
35	2-13	第2章	3節	7	副生成物に関する基準値 (1) 焼却灰に関する基準	焼却灰に関する基準では灰の熱灼減量のみ記載されていますが、セメント会社の受入基準値は熱灼減量及び水分のみであり、DXNsや重金属などの基準はないと考えてよろしいでしょうか。	本市が委託するセメント資源化処理業者の受け入れ基準に従うこととなります。 ※参考に、現在の基準は以下のとおりです。 〔参考〕 ダイオキシン類：0.1 ng-TEQ/g未満 三酸化硫黄：3%以下 アルカリ：3%以下 塩素：1%以下 鉛：0.2%以下 銅：0.7%以下 亜鉛：0.7%以下 クロム：0.05%以下 水分：20～30% ※発塵しない程度 水銀：1 mg/kg以下 サイズ：100 mm以下
36	2-14	第2章	第3節	8	環境保全対策 5) 水質汚濁防止対策	「洗濯水等のプラント系生活雑排水については、プラント排水と同様に処理すること。」とありますが、「p.4-95 2.排水処理に関する基本的留意事項26)」に「ダイオキシンに触れた水は、公共下水道への排水はしないこととする。」とあります。 洗濯水を炉内噴霧等により蒸発処理する場合は、排水処理を行う必要はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
37	3-1	第3章	第1節	1	1) (14) 既存設備・配管、配線等切替え	「既存設備・配管、配線等の切替え」との記載がありますが、添付資料2に記載された内容に関するものが対象と認識してよろしいでしょうか。また、添付資料以外で事業者が事前に想定することが困難なものについては別途精算できるものと認識してよろしいでしょうか。	前段は次期施設の整備に伴い、現施設で使用している設備・配管、配線等の切替えが必要なものを対象としています。よって添付資料2や現施設の図面等をご確認いただき、計画してください。 入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市区事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。 また、詳細については現地もご確認いただき計画してください。 後段は事業者が事前に想定することが困難な理由等を説明し、本市が承諾した場合はお見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
38	3-1	第3章	第1節	1	土木建築工事	1) (17)「旧焼却施設（地中埋設物）は事業者ですべて撤去」とありますが、次期施設の工事に干渉しない範囲は残置するとの理解でよろしいでしょうか。	地中埋設物はすべて撤去とします。ただし、杭のみは次期施設の工事に干渉しない範囲は残置可です。
39	3-1	第3章	第1節	1	土木建築工事 1) 建築本体工事の基本設計、実施設計、施工 17) 残置物解体撤去	敷地西側のコンクリート壁及び旧焼却施設（地中埋設物）の残置物において、杭・基礎・地下躯体の寸法・深さ・仕様・位置をご教示願います。	入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。 なお、敷地西側のコンクリート壁の資料はありません。詳細については現地をご確認いただき計画してください。また、本市と協議のうえで、事業者が自主的に調査することは可といたします。
40	3-2	第3章	第2節	2-2	設計者資格要件	管理技術者及び建築主任技術者の要件として一級建築士であることを指示されていますが、両者は兼務可能と考えてよろしいでしょうか。	兼務可とします。
41	3-7	第3章	第3節	5	工事条件 (1) 残存工作物及び樹木	工事用地に残存予定の工作物、樹木の詳細をご教示願います。また、工事用地の現況レベルがわかる情報を開示いただけませんか。	樹木や側溝や地中配管等が残存予定ですので、支障となる部分については、事業者にて撤去して下さい。 また、撤去範囲について本市と協議して下さい。 参考として、入札参加の希望者にR5年度の既存施設解体工事等の資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。
42	3-7	第3章	第3節	5	工事条件	(2)「予期しない大規模な地中障害物が発見された場合は、本市と協議を行う」とありますが、協議する内容は「費用・工期」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	3-7	第3章	第3節	5	工事条件 (2)	地中埋設物の撤去計画を策定する為に、旧焼却施設の地下構造物に関する図書類（主として、全体配置図、構造図、基礎図、杭伏図、配筋図他）をご提示いただけませんか。	No39をご参照ください。
44	3-7	第3章	第3節	5	工事条件 (2) 旧焼却施設の地中埋設物	「本事業を進める上で支障がない既存杭は、残置してもよい」とありますが、杭以外の地中埋設物についても、本事業を進める上で支障がなければ、残置しても問題ないでしょうか。	No38をご参照ください。
45	3-7	第3章	第3節	5	工事条件 (2) 旧焼却施設の地中埋設物	既存杭の残置条件として杭種、位置、深さ等を明記した記録を残すとありますが、既存図を開示いただけませんか。 また、杭種、深さ等の調査を行うとコスト増の要因となるため、既存杭の残置条件として杭種、深さ等は既存図を正とし、杭芯・位置のみを明記した記録を残すのみとさせていただきませんか。	前段は、No39をご参照ください。 後段は可とします。
46	3-7	第3章	第3節	5	工事条件 (2) 旧焼却施設の地中埋設物	「添付資料6 上津クリーンセンター西側敷地 地歴調査業務 報告書」において、2次炉はGL-2.0m以浅までは撤去済とありますが、既存杭についても同様にGL-2.0mまでは撤去済との考えてよろしいでしょうか。	2次炉は、GLから2mまでは撤去しているものと認識しています。 入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
47	3-7	第3章	第3節	5	工事条件 (2) 旧焼却施設の地中埋設物	工事用地内の既存施設は「添付資料2 工事段階図（ユーティリティ取合地点位置図）R5年度」に貴市にて撤去とありますが、いずれの施設も地下の基礎、杭まで全て撤去していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	地下の基礎、杭まで全撤去を予定しています。
48	3-7	第3章	第3節	5	工事条件 (3)	フッ素が検出された汚染土（200m ³ ）について、ご提示いただいた土量から変動した場合や、既設地下埋設物範囲を含めて新たに処分が必要な物が発見された場合につきましては、「リスク管理方針書」内第3章事業に係るリスク抽出シート 2設計・建設段階 No. 11「本市が実施した地形・地質等現地調査に不備がある場合」（p. 4）の対象と認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。但し、既設地下埋設物が想定される範囲を含めて土壌汚染調査を実施しており、現時点では汚染土の土量の変動や新たな処分が必要なものの発生は想定しにくいと考えています。
49	3-7	第3章	第3節	5	(3) 汚染土対策	「規定値以上のフッ素が検出された汚染土（200m ³ ）（「添付資料7 次期上津クリーンセンター施設整備に係る土壌汚染調査業務委託報告書」及び「添付資料8 次期上津クリーンセンター施設整備に係る土壌汚染深度調査業務報告書」参照）について、事業者は法に基づき処分を行うこと。」とありますが、土量が200m ³ を超える際の処分について、今後諸官庁等の協議により、追加の対策を講じる必要が生じた場合は、工期及び費用について別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	No48をご参照ください。
50	3-8	第3章	第3節	5	工事条件	(4)「本工事に伴って発生する建設発生土は、本市が．．．残土置き場を確保する」とありますが、事業者の業務は「残土置き場への運搬まで」との理解でよろしいでしょうか。	No6をご参照ください。
51	3-8	第3章	第3節	5	工事条件 (4) 建設発生土の処分	本残土置き場は、自衛隊借地を含め、建設発生土置き場の想定使用料をご教授いただけないでしょうか。（円/m ² 等）	No6をご参照ください。また、発生土置き場の使用料の事業者負担は現在のところ考えていません。
52	3-8	第3章	第3節	5	(4) 建設発生土の処分	本工事に伴って発生する建設発生土について、「添付資料2 工事段階図」にて北側の自衛隊専用道路を挟んだ土地に盛土・整形を行うよう指示がありますが、貴市にて確保いただく残土置き場への搬出を優先するものとしてよろしいでしょうか。また、残土置き場の容量が不足する場合は事業者にて残土処分を行う計画としてもよろしいでしょうか。「添付資料2 工事段階図」の通り、盛土・整形を行う必要がある場合は、見積のため盛土・整形の計画概要をご提示願います。	No6をご参照ください。
53	3-8	第3章	第3節	5	(5) 工事用車両の搬出入経路	「工事用車両の待機は用地内で行い、周辺道路に駐停車をしないこと」とありますが、借用予定の自衛隊敷地は工事用車両が待機可能と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
54	3-8	第3章	第3節	5	工事条件 (6) 仮設物 ①	「仮囲いは工事の進捗状況及び関連工事の工事範囲を考慮し、必要箇所に設置すること」とありますが、仮囲いの範囲は工事の進捗状況に応じ既存施設の運営に影響を与えない範囲で調整するものと考えてよろしいでしょうか。	本市と協議の上で可とします。
55	3-8	第3章	第3節	5	工事条件 (6) 仮設物 ⑦	借地エリア（北側自衛隊敷地）の借用可否につきまして、決定時期はいつ頃となるかご教示いただけないでしょうか。	本決定については、令和5年度中の決定を目指して調整しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
56	3-8	第2章	第3節	5	工事条件 (6) 仮設物 ⑦	「工事用仮設事務所・・・借地エリア（北側自衛隊敷地）を借用できた場合は設置可能とする」とありますが、借地エリアを使用する前提でコスト・工程を作成していますので、できなかった場合は計画そのものが大幅に変わります。したがって、借地エリア（北側自衛隊敷地）は借用できるものとして計画させていただけないでしょうか。	要求水準書どおりとします。
57	3-8	第3章	第3節	5	工事条件	(6)⑦「工事用仮設事務所・資材置き場・駐車場については、借地エリア（北側自衛隊敷地）を借用できた場合は、設置可能とする」とありますが、以下の着色したエリアは借用エリアと考えてよろしいでしょうか。 	入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。
58	3-8	第3章	第3節	5	工事条件	添付資料2 工事段階図（ユーティリティ取合点位置図）の「盛土・整形まで事業者にて実施」と記載がある範囲について、本工事の範囲でしょうか。 なお、掘削土が18,000㎡に届かない場合でも、購入土での盛土は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	前段はNo6をご参照ください。 後段はお見込みのとおりです。
59	3-9	第3章	第3節	5	(9) 作業日及び作業時間	「本施設の建設にあたっては、・・・週休二日制工事とする。作業日は、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末・年始を除いた日とする」とありますが、週休二日を満足することを前提に土曜日、日曜日、国民の祝日等においても必要な場合は工事可能と考えてよろしいでしょうか。	事前に本市に連絡し、本市が承諾した場合は可とします。
60	3-9	第3章	第3節	5	工事条件 (12) 負担金	下水の引き込みに伴う負担金はないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	3-10	第3章	第4節	2	器材指定製作者 1) 器材指定製作者一覧表 (3)	「海外において製作する場合は、・・・なお、この場合、製作中には事業者が、製作現場において品質管理を行うこととする。」とありますが、事業者が製作現場において品質管理を行ったことを証明するものとして工場検査結果報告書を提出するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
62	3-12	第3章	第6節	1	試運転 1)	試運転期間として「180日以上」との記載ありますが、現時点で下記をご教示願います。 ①特別高圧受電設備の引き込みに関する工事完了予定 ②予定受電日	入札参加の希望者に現時点での想定段階の計画に基づいた、九州電力送配電線の接続検討回答書を提示します。令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1（13））に連絡ください。 なお、実施設計後は、事業者にて再度、九州電力送配電線への接続検討を行ってください。
63	3-12	第3章	第6節	1	試運転 2)	試運転期間中の市民温水プールへの温水供給については、設備調整段階につき連続的な安定稼働の保証が困難と考えております。新施設からの温水供給が途絶えた場合は既存施設にてバックアップしていただけると認識してよろしいでしょうか。	試運転計画及びごみの搬入計画と併せて、事業者と協議のうえで決定します。
64	3-12	第3章	第6節	1	試運転 8)	「試運転期間中に発生する焼却灰等（主灰と固化灰）は、重金属やダイオキシンが基準値内であることを確認すること。」とありますが、確認頻度（分析項目を含む）に関する考え方をご教示願います。	事業者が基準値を確実に遵守していることを市に報告するために必要な回数及び分析項目について、本市と協議の上決定いたします。
65	3-18	第3章	第7節	6	保証事項 表3-1 5焼却灰の熱しゃく減量	サンプリング場所について「主灰搬出装置の出口付近において本市の指定する場所」とありますが、要求水準書内に該当機器がありません。サンプリング場所については、水和物による影響を受けない、乾灰のサンプリングが行える箇所を前提に協議させていただくものと考えてよろしいでしょうか。 なお、全国都市清掃会議発行の「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版 II編1章1.6.2熱しゃく減量についての注意事項」においても、熱しゃく減量の測定にあたっては、水冷前の灰を採取するよう記載があります。	お見込みのとおりです。
66	3-20	第3章	第7節	7	その他分析	①主灰、②飛灰（ボイラ灰、エコノマイザ灰、減温塔灰、集じん灰）、③その他の分析は参考として分析するとの位置付けでしょうか。また、③について想定されるものをご教示いただけないでしょうか。	お見込みのとおりです。 ③は事業者と協議の上で決定します。
67	3-22	第3章	第9節	1-2	契約不適合 2)プラント工事	「①各種火格子、炉内点検設備」と記載がありますが、契約不適合の確認範囲は火格子のみとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
68	3-23	第3章	第9節	2-4	契約不適合の判定・補修 1) ストーカ炉 (1) ストーカ炉燃焼室契約不適合判定基準	ストーカ炉燃焼室の契約不適合判定基準について「引渡後3年以内」と記載されていますが、「p. 3-22 1-2. 施工の契約不適合 2)プラント工事 ①各種火格子、炉内点検設備」に記載の通り「引渡後2年以内」との解釈でよろしいでしょうか。	引渡後3年以内です。
69	3-23	第3章	第9節	2-4	契約不適合の判定・補修 1) ストーカ炉 (1) ストーカ炉燃焼室契約不適合判定基準	可動部分、非可動部分共通の契約不適合判定基準について「引渡後3年以内」と記載されていますが、「p. 3-22 1-2. 施工の契約不適合 2)プラント工事 ②可動部分」に記載の通り「引渡後2年以内」との解釈でよろしいでしょうか。	引渡後3年以内です。
70	3-24	第2章	第9節	2-4	契約不適合の判定・補修 7) 集じん設備ろ布 (1) 契約不適合判定基準 ①	契約不適合判定基準として「通気度がガラス繊維系0.5cm ³ /cm ² ・sec以下、フェルト系1.0cm ³ /cm ² ・sec以下となった場合」とありますが、通気度の測定はダストを払い落した状態で行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
71	3-28	第3章	第11節	-	正式引渡し	「(90日以上連続運転と低圧蒸気復水器の性能確認は除く。)」とありますが、本節以外の保証事項などの項で90日連続運転、低圧蒸気復水器の性能に関する記載はありません。これらは保証事項に含める必要がありますでしょうか。含める場合は、保証値及び試験方法についてご提示願います。	特に試験は想定していませんが、運営時に問題が発覚した場合は、契約不適合責任にあたると考えます。
72	4-1	第4章	第1節	2	運転条件 1) 通年運転 (3)	「全炉停止は立上下げを除いて7日間以内」とありますが、蒸気タービン発電機の開放点検時は除かれると考えてよろしいでしょうか。なお、提出する設計図書の収支や提案書に記載する数値については、共通休炉7日とするものと考えてよろしいでしょうか。	前段は、蒸気タービン発電機の開放点検期間も含まれます。ただし、7日間を超える場合は、本市と事前協議の上で決定します。後段は、可とします。
73	4-1	第4章	第1節	2	運転条件 1) 通年運転 (4)	「全炉停止時以外は、常時(24h)市民温水プールへの温水を供給すること。電力は全炉停止時も含め、常時(24h)送電すること。」とあります。送電については、全炉停止時における受変電設備の保守点検に伴う期間は対象外と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
74	4-2	第4章	第1節	4	機械設備共通事項 10)	「燃焼ガスに接するマンホール、ハンドホール等の使用材料は、SUS304同等以上」とありますが、炉、ボイラのマンホールのように空積レンガ設置などで直接ガスに接しないものはSUSでなくてよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
75	4-3	第4章	第1節	6	歩廊、階段等 1) 一般事項 (11)	「地下室、灰出場等湿気が多い場所及び屋外のグレーチング(ノンスリップタイプ)はステンレス製とすること」とありますが、「p.4-95 2.排水処理に関する基本的留意事項14)」に「歩廊及び階段を・・・。また、使用材質は湿気・腐食性雰囲気の場合はステンレス系及びノンスリップタイプを原則」とあります。歩廊、階段の材質について、湿気対策を行う場所は事業者提案とさせていただきます。よろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
76	4-3	第4章	第1節	6	歩廊、階段等 2) 設計仕様 (3) 主要項目	「階段巾 原則として1.2m以上」とありますが、歩廊と同様に他の階段は0.8m以上との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
77	4-6	第4章	第1節	8	保温及び防露 1) 機器及びダクトの 保温材料 (1)	機器及びダクトの保温材として、「ロックウールブランケット保温材、珪酸カルシウム保温材、同等以上の適合品」が挙げられていますが、配管の項目に記載されているグラスウール保温材についても、機器・ダクトの保温材として使用可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
78	4-14	第4章	第2節	1	計量機 5) 設計基準 (17)	「現金に加え、キャッシュレス決済も可能なシステムとすること」とありますが、これは対面時の対応のみと考えてよろしいでしょうか。なお、キャッシュレス対応の決算方法(クレジット、QRコード、タッチ決済等の種類等)について、コストに影響するため、詳細をご教示願います。	前段はお見込みのとおりです。後段は現段階でキャッシュレス決済の詳細な運用および運用開始時期が未定であるため、本市が採用した場合にキャッシュレス対応可能なシステムを導入してください。
79	4-14	第4章	第2節	1	計量機 5) 設計基準 (18)	宮ノ陣クリーンセンターに計量データを送信するに際し、当社にて見込み通信、ハード、ソフトの内容がわかる資料をご提示いただけないでしょうか。	通信はVPN、連携データはCSVです。ハード面は資料を提示します。令和5年7月14日までに本市事務局(入札説明書第6章1(13))に連絡ください。なお、詳細は本市と協議のうえ決定します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
80	4-14	第4章	第2節	1	計量機 5) 設計基準 (18)	「宮ノ陣クリーンセンターにおいて、・・・、本市の指示に従い行うこと。なお、機器の設置において、本施設建設用地外における工事も本工事の施工範囲とすること。」とありますが、「本施設建設用地外における工事」についてどのような工事が必要かご教示願います。	宮ノ陣クリーンセンター内にて、データを受領し、整理するための必要に応じたソフトの改造等が考えられます。
81	4-15	第4章	第2節	2	プラットホーム 6) 設計基準 (14)	10tダンプ車搬入時の干渉回避を考慮する投入扉について、10tダンプ車の搬入を考慮する投入扉の基数は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	可とします。
82	4-15	第4章	第2節	2	プラットホーム 6) 設計基準 (14)	「投入扉、破碎機の上部は、10 t ダンプのダンピング時に配管等が干渉しない構造とすること」とありますが、投入扉についてはダンピングボックス用の投入扉を除く4基が本記載の対象と考えてよろしいでしょうか。	No81をご参照ください。
83	4-15	第4章	第2節	3	プラットホーム出入口扉（土木建築工事に含む） 3) 主要項目 (6) 開閉時間	開閉とも10秒以内とありますが、安全面を考慮した出入口扉については開閉に15秒程度を要するため、要求値を遵守することが困難と考えます。開閉時間につきましては、事業者提案とさせていただけないでしょうか。あるいは、要求値を遵守するために両引き扉ではなく、アルミスパイラルシャッターの採用を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
84	4-17	第4章	第2節	6	薬液噴霧装置 3) 主要項目 (2) 防臭剤タンク ①構造	「円筒型」のご指示ですが、採用実績が多く、省スペースで容量を確保しやすい角型タンクとさせていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
85	4-18	第4章	第2節	8	ごみ投入扉 1) 形式	ダンピングボックス用の投入扉の形式は、観音開き式ではなくシャッター式にて提案させていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
86	4-18	第4章	第2節	8	ごみ投入扉 3) 主要項目 (3)	「駆動方式：油圧シリンダ方式」とありますが、一方で「10. ごみ投入扉、ダンピングボックス用油圧駆動装置（必要に応じて）」とあります。したがって、形式は事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	駆動方式は提案を可とします。
87	4-18	第4章	第2節	8	ごみ投入扉 3) 主要項目 (4)	投入扉の開閉時間は安全性を考慮して10秒以下とさせていただけないでしょうか。	要求水準書どおりとします。
88	4-18	第4章	第2節	8	ごみ投入扉 5) 設計基準 (5)	扉の基礎（車止め）の高さが250mm程度とありますが、車両との干渉を懸念し、「p. 5-7 2. 平面計画 1) 工場関係諸室(1)受入供給室等①プラットホーム」に記載のある20cmを正としてよろしいでしょうか。	20 c mを正としてください。
89	4-21	第4章	第2節	12	ごみクレーン 3) 主要項目 (8) 操作方式	「全自動（クレーン操作室、中央制御室）」とありますが、クレーン操作室と中央制御室が1室の場合は、クレーン操作室のみからとさせていただいてよろしいでしょうか。	可とします。
90	4-22	第4章	第2節	12	ごみクレーン 5) 設計基準 (2)	ごみピット側窓ガラス（網入り）とありますが、視認性を考慮し、法令・性能を満足していれば別仕様としてもよろしいでしょうか。	可とします。ただし、火災時の対応は十分に検討してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
91	4-24	第4章	第2節	14	可燃性粗大ごみ破砕機 (前処理設備)	本設備の参考図等をご提示いただけませんか。	入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1 (13)）に連絡ください。
92	4-32	第4章	第3節	9	焼却炉本体 5) 設計基準 (7)	「乾燥帯の温度の高い部分は高アルミナ質レンガを使用すること」とありますが、十分な耐久性を有することならびに、5)設計基準(6)に記載の断熱性、保温性を有することを前提に、耐火物の構成は事業者提案とさせていただきますよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
93	4-32	第4章	3節	9	焼却炉本体 5) 設計基準 (4)	「ケーシング外部は耐熱塗装を施し」とありますが、耐火、断熱を施し、表面温度が80℃以下の部位については対象外と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
94	4-35	第4章	第4節	1	ボイラ本体 6) 設計基準 (19)	「中央制御室より遠隔操作及び現場での制御も可能なこと。」とあります。現場での制御とは、制御弁に手動ハンドルをつけ、現場での操作を可能とするという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	4-36	第4章	第4節	2	ボイラ鉄骨及びケーシング 3) 主要項目	キーストンプレートに変えて角波板を使用することは可能でしょうか。また、キーストンプレートの場合、流通量の少ない厚み1.2mmではなく、流通性の高い厚み0.8mmとさせていただくことは可能でしょうか。	要求水準書どおりとします。
96	4-36	第4章	第4節	2	ボイラ鉄骨及びケーシング 5) 設計基準 (1)	「設計水平震度C ₀ =0.3とする」とありますが、C ₀ は建築基準法の標準層せん断係数で使用される記号と認識しております。ご指示の内容としては「設計水平震度」に対する指示と考え、火力発電所の耐震設計規程での設計水平震度=0.3として設計してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	4-37	第4章	第4節	4-1	スートブローア 4) 主要機器	「制御盤(中央制御室) 1面」とありますが、「p.4-110 表3.12.1」では、スートブローア制御盤の設置場所は現場機側と記載されています。制御盤は現場機側に設置し、中央制御室からの単独操作は中央監視LCDにて行うこととさせていただきませんか。	操作については可とします。なお、制御盤は中央制御室に設置してください。
98	4-44	第4章	第4節	13	タービン排気復水器 5)設計基準 (8)	「本装置を設置する下部建築物はRC又はSRC造とすること。」とご記載がありますが、ご要求の目的を含め、下部建築物に該当する範囲をご教授いただけませんか。(タービン排気復水器以下の全ての躯体等) また、事業者の実績上問題ない場合は、躯体重量の低減を含めてS造の採用も可とさせていただきませんか。	前段は、該当する範囲は、振動障害(共振、増幅振動現象)のおそれのある範囲とし、事業者と協議のうえで決定します。 後段は、要求水準書どおりとします。
99	4-44	第4章	第4節	13	タービン排気復水器 5) 設計基準 (8)	「本装置を設置する下部建築物はRC又はSRC造とすること」とありますが、S造の実績が多数あり、共振等の問題もないことから、S造にて提案させていただいてもよろしいでしょうか。	No98をご参照ください。
100	4-45	第4章	第4節	16	復水タンク 1) 形式	「溶接構造円筒形」とありますが、採用実績も多数あり、長方形で寸法調整が可能で配置しやすいパネル式を提案させていただいてよろしいでしょうか。 なお、パネルタンク式を選定する際は、主要厚みをパネルタンク納入メーカー標準品の1~2mm程度とします。	前段は可とします。 後段は要求水準書どおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
101	4-45	第4章	第6節	16	復水タンク 3) 主要項目 (5)	主要部材質「SUS304」とありますが、SUS製であることを前提に事業者提案とさせていただきますよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
102	4-46	第4章	第4節	16	復水タンク 5) 設計基準 (2)	「本タンクからのフラッシュ蒸気は、蒸気復水器下部に導き拡散すること」とありますが、高温のドレンはタンク内の水中へ導く等により、フラッシュ蒸気が発生しない構造となっている場合は、蒸気復水器下部への配管は不要と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
103	4-46	第4章	第4節	17	純水装置	設計に必要なため、上水の水質データをいただけないでしょうか。また、上水・井水ともにサンプリングをさせていただけないでしょうか。	前段は、上水の簡易項目の水質資料を提示します。後段は上水・井水のサンプリングは可能です。なお、井水については令和5年7月14日までにサンプリングをお願いします。上水の水質資料や上水・井水サンプリングを希望される方は、令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1（13））に連絡ください。
104	4-47	第4章	第6節	18	純水タンク 3) 主要項目	主要材質「SUS304」とありますが、SUS製であることを前提に事業者提案とさせていただきますよろしいでしょうか。また、パネル式を選定する場合は、主要厚みをパネルタンク納入メーカー標準品の1～2mm程度とします。	要求水準書どおりとします。
105	4-50 4-51	第4章	第5節	2	有害ガス除去装置	3) (7) 「・・・かつ2炉最大使用量の10日分以上」とありますが、5) 設計基準(2)では「本装置を構成する主要機器の仕様は、薬剤の所要当量比を原則として2.0以上で計画すること」とあります。ここでいう最大使用量は物質収支上の最大値を用いることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
106	4-51	第4章	第4節	3	集じん設備 3) 主要項目	本体ケーシングの材質は「耐硫酸露点腐食鋼」となっていますが、実績を踏まえSS400にて提案とさせていただくことは可能でしょうか。	要求水準書どおりとします。
107	4-53	第4章	第5節	4	活性炭吹込装置	(P.4-50) 第4章第5節2 有害ガス除去装置 4) 主要機器にて重量計の記載がございますが、活性炭貯留タンクについても同様に重量計の設置が必要と認識してよろしいでしょうか。	ご提案ください。
108	4-54	第4章	第5節	5	窒素酸化物除去設備	「p.4-54 5. 窒素酸化物除去設備」において、「本設備の設置の有・無及び処理方式については、・・・且つ要監視基準値を全運転時間の90%以上はクリアできることを条件としてメーカー提案による」とありますが、保証値は停止基準値（1時間平均値）と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	4-63	第4章	第6節	8	場外予熱供給設備	より適切な設備設計を行うため、既設の市民温水プールの余熱利用設備機器の系統図やフロー図、その他機械設備図をご提示いただけないでしょうか。	入札参加の希望者に資料を提示します。令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1（13））に連絡ください。
110	4-63	第4章	第6節	8	8-1 市民温水プール用温水発生設備 3) 主要項目 (1) 交換熱量（供給能力）	設備の最大能力としては420万kJ/h（100万kcal/h）以上とし、発電量計算においては「添付資料9 余熱利用及び排水処理チェックシート」を参考に事業者にて提案すると認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
111	4-63	第4章	第6節	8-1	市民温水プール用温水発生設備 5) 設計基準 (1)	「蒸気ドレンは、ボイラ設備のフラッシュタンク（復水タンク）へ戻すこと。」とありますが、配置の合理性を考慮してドレンタンクを経由して復水タンクへ戻すことを提案させていただいてよろしいでしょうか。	可とします。
112	4-64	第4章	第6節	9	場内給湯用予備ボイラ 3) (1)	発熱量〔420万kJ/h（100万kcal/h）以上〕の記載がございますが、この数値は場外余熱利用施設（市民温水プール）用の供給熱量であり、場内給湯用予備ボイラの発熱量は事業者にて選定するものと認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 (1) 発熱量〔 〕と訂正します。
113	4-64	第4章	第6節	9	場内給湯用予備ボイラ	3) (1) 発熱量「〔420万kJ/h（100万kcal/h）以上〕」とありますが、7-1温水発生器（兼）給湯タンク（4-61頁）の交換熱量は、提案になっていることから、本ボイラの交換熱量も提案としてもよろしいでしょうか。	No112をご参照ください。
114	4-67	第4章	第7節	5	煙道 3) 主要項目 (2) 材質	材質について「耐硫酸露点腐食鋼板」となっていますが、実績を踏まえSS400にて提案とさせていただくことは可能でしょうか。	要求水準書どおりとします。
115	4-68	第4章	第7節	6	誘引送風機 5) 設計基準 (5)	誘引送風機の耐熱設計温度350℃とありますが、排ガス再過熱器を設けない場合は上流のろ過式集じん機の設計温度と同等としてよろしいでしょうか。なお、設計温度の変更により、送風機の軸受の冷却が空冷となります。	要求水準書どおりとします。
116	4-69	第4章	第7設	8	煙突 3) 主要項目 (7) 材質	筒身の各支持点はt=12mm以上とありますが、内筒の性能上問題なければ、支持部に適切な補強を施すことにより、板厚は事業者による提案とさせていただけないでしょうか。不可の場合、t=12mm以上の対象範囲をご教示願います。	要求水準書どおりとします。 対象範囲はご提案ください。
117	4-69	第4章	第7設	8	煙突 3) 主要項目 (7) 材質	「材質：SUS316L、筒身：その他の部分t=6mm以上」とありますが、実績をふまえて長期稼働・経済性を検討のうえ、t=6mm以下としてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
118	4-71	第4章	8節	1	落じんホoppa・シュート 3) 主要項目	材質が耐食鋼板となっていますが、腐食雰囲気ではないため、実績を踏まえSS400にて提案とさせていただくことは可能でしょうか。	要求水準書どおりとします。
119	4-71	第4章	8節	1	落じんホoppa・シュート 5) 設計基準 (6)	「ブリッジ警報装置及び解除装置を設けること」とありますが、発生する落じん量に対して十分なシュート径を取る計画であり、落じんの粒径も小さいため、ブリッジが発生する可能性は極めて低いと考えます。実績上もブリッジした事例がないため、これら为非設置とさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
120	4-71	第4章	8節	2	火格子落下灰搬送設備	「本設備は、火格子からの落じん灰を灰押し設備に移送するためのものである」とありますが、落じん灰は灰出しコンベヤへ移送するものとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
121	4-74	第4章	第8節	6	3) 主要項目 (1) 容量	「災害発生時も常時7日以上全炉運転が可能なる量」とは、第2章第1節1.⑥の記載と同様に基準ごみ全炉定格運転時を想定すると認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
122	4-75	第4章	第8節	7	灰クレーン 4) 主要項目 (3) バケット	「作業環境 水洗可能」と記載がございますが、(4) 走行距離には「灰沈殿槽」の記載がございます。灰沈殿槽を設置する場合、バケットの仕様は「水没可能」とであると認識しております。灰沈殿槽を無しとするか、水没可能とするか、どちらを想定されているかご教授ください。	ご提案ください。
123	4-76	第4章	8節	7	灰クレーン 6) 設計基準 (8)	「制御盤、抵抗器等は別途専用室に設置すること」とありますが、稼働時間が限られているため専用室ではなく灰クレーン操作室に設置としてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
124	4-78	第4章	第9節	-	-	「ボイラ灰は焼却灰側に搬出するが、・・・ボイラ灰は焼却灰側又は集じん灰側へ任意に流せるように、切替ダンパー等を備えた構造とすること。」とありますが、灰ピットの容量は焼却灰に加えてボイラ灰を含めるものとし、集じん灰処理設備の容量はボイラ灰以降の灰を処理するものとして設計してよろしいでしょうか。 なお、ボイラ灰は焼却灰側又は集じん灰側へ任意に流せるように、切替ダンパーを備えた構造とします。	可とします。
125	4-79	第4章	第9節	1	集じん灰搬送コンベヤ 3) 主要項目 (3) 主要材質	「底板t=9mm以上(+摩耗板9mmFB)」とありますが、集じん灰搬送コンベヤは底板とフライトとの間にクリアランスを設けており、飛灰のような細かい粉体の場合は底板とフライトのクリアランスに一定量が滞留し、上澄みが搬送されるため、搬送物による摩耗は殆ど発生しません。ご指示の仕様とした場合、大幅なコスト増になるため、底板板厚及び摩耗板の有無については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書どおりとします。
126	4-79	第4章	第9節	2	集じん灰貯留タンク (飛灰貯留槽) 5) 設計基準 (6)	容量については、第2章第1節1. ⑥の記載と同様に、基準ごみ全炉定格運転時を想定すると認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
127	4-81	第4章	第9節	3-5	添加水槽 4) 主要項目 (1) 容量	容量について、添加水を補給するプラント用水受水槽又は再利用受水槽と合わせて必要量を確保するものとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
128	4-82	第4章	第9節	3-5	添加水槽 6) 設計基準 (1)	「オーバーフローは機器冷却水受水槽に戻すこと。」とありますが、戻し先は再利用水受水槽としてもよろしいでしょうか。	可とします。
129	4-83	第4章	第9節	3-7	セメント貯槽 5) 設計基準 (4)	「レベル計により必要な運転制御及び下限表示を行うこと」とありますが、セメントの補給要求については、ロードセルによる重量管理にて代用してもよろしいでしょうか。	ロードセルによる重量管理としてください。
130	4-83	第4章	第9節	3-7	セメント貯槽 5) 設計基準 (5)	「セメント残量がほぼ正確に目視できる設備を考慮すること」とありますが、セメントの残量確認については、ロードセルによる重量管理にて代用してもよろしいでしょうか。	ロードセルによる重量管理としてください。
131	4-84	第4章	第9節	4	混練成形機 5) 設計基準 (7)	現上津クリーンセンター固化灰の状態と同程度の固化灰を生成するため、基準となる具体的な指標等ございましたら提示いただけないでしょうか。	基準となる具体的な指標はございませんので、入札参加の希望者に現上津クリーンセンターの固化灰のサンプル及び参考資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
132	4-86	第4章	第9節	6	6-1 固化物バンカ 3) 主要項目 (3) 排出ゲート ①形式	「油圧カットゲート方式」と記載がございますが、電動式の採用も可とさせていただきますでしょうか。	要求水準書どおりとします。
133	4-86	第4章	第9節	6-1	固化物バンカ 3) 主要項目 (3) 排出ゲート ①形式	「油圧カットゲート方式」とありますが、カットゲート駆動用シリンダの駆動方式は電動式とさせていただいてもよろしいでしょうか。その場合、「6-2油圧装置」については設置しないものとさせていただいてもよろしいでしょうか。	No132をご参照ください。
134	4-87	第4章	第9節	7-1	集じん設備	灰系統の作業空間の集じん設備の形式にフィルター式を採用した場合、ろ過速度は形式に適した数値でよろしいでしょうか。なお、炉内や煙道内の集じんは環境集じん設備で対応するものとします。	可とします。
135	4-87	第4章	第9節	7-2	吸引換気設備 3) 主要項目 (4) 主要材質 ②吸引・排気ダクト	「SS400 t=3.2mm以上」とありますが、腐食防止の観点から耐食性スパイラルダクトとさせていただいてもよろしいでしょうか。なお、耐食性スパイラルダクトを選定する場合は、管厚みをメーカー標準仕様の0.5mm以上とさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
136	4-90	第4章	第10節	2	給水計画 8)	「揚水ポンプを除き、ポンプ類は、連続運転とし、・・・」とありますが、消費電力削減のため補給信号による間欠運転とさせていただいてもよろしいでしょうか。	可としますが、本市と協議のうえ決定します。
137	4-90	第4章	第10節	2	給水計画 11)	雨水を植栽散水用に利用する場合、雨水が不足する場合の補給水は、上水ではなく井水とさせていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
138	4-91	第4章	第10節	3	水槽類仕様	雨水貯留槽の仕様について、SUS（屋内御場合FRP）と記載がございますが、当該水槽仕様は国土交通省「雨水利用・排水再利用設備計画基準」に準拠したRC造等、事業者の提案とさせていただけないでしょうか。	可とします。
139	4-91	第4章	第10節	3	水槽類仕様 再利用水槽	材質が[Rc]となっておりますが、容量が小さいため、配置しやすくコスト削減が可能なSUS製パネルタンクを提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
140	4-91	第4章	第10節	3	水槽類仕様 (1)	市民温水プールに供給する消防用水の意図をご教示願います。消防用水は、市民温水プールの屋内消火栓と屋外消火栓に水を供給するという考えでしょうか。必要な消防用水の容量をご教示願います。また、本工事範囲から市民温水プールまで長距離でポンプによる圧送が必要な場合は事業者所掌と考えてよろしいでしょうか。	前段は、消防用水は、市民温水プールの屋内消火栓に水を供給する考えです。中段は、関係法令に従い、事業者にて設定してください。入札参加の希望者に市民温水プールの資料を提示します。令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。後段は、お見込みのとおりです。その場合は、市で設置する副受信機からポンプへの起動信号を送るための配線・電線管等の敷設は事業者所掌となります。
141	4-91	第4章	第10節	3	水槽類仕様	(1) 消火設備の水源として、「市民温水プールが火事の際も対応可能な容量を確保すること」とありますが、必要容量をご教示いただけないでしょうか。	No140をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
142	4-91	第4章	第10節	3	ボイラ用水受水槽	プラント用水、ボイラ用水ともに上水のみを使用する場合、プラント用水受水槽とボイラ用水受水槽、及びポンプを共用した計画とさせていただけではないでしょうか。	要求水準書どおりとします。
143	4-95	第4章	第11節	2	排水処理に関する基本的留意事項 22)③	「薬品貯槽の液面上限警報は、薬液仕込口にも表示すること」とありますが、小容量の貯槽で薬品補給を手投入により行う場合は、液面を目視できますので薬液仕込口での液面上限警報はなしとさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
144	4-95	第4章	第11節	2	排水処理に関する基本的留意事項 26)	「ダイオキシン類にふれた水は、公共下水道への排水はしないこととする」とありますが、これは排水処理後も下水道放流はできないとの解釈でよろしいでしょうか。 なお、ダイオキシン類に触れた水とは、灰汚水、床排水（ダイオキシン類管理区域内）および洗濯排水との理解でよろしいでしょうか。	前段は、お見込みのとおりです。 後段はお見込みのとおりですが、それ以外にもありましたらご提案ください。
145	4-95	第4章	第11節	2	排水処理に関する基本的留意事項	「26) ダイオキシンに触れた水は、公共下水道への排水はしないこととする」とありますが、「ダイオキシンに触れた水」とは、灰汚水と炉室床洗浄水であると考えて、公共下水道へ排水しないラインで処理することとの理解でよろしいでしょうか。	No144をご参照ください。
146	4-97	第4章	第11節	3-4	ごみ排水移送ポンプ 1) 形式	形式は水中ポンプと指示がありますが、陸上ポンプで提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
147	4-98	第4章	第11節	3-6	ごみ汚水ろ過器 3) 主要項目 (5) スクリーン面積	スクリーン面積0.8m2以上のご指示ですが、スクリーン面積は交換作業性も考慮した上での最適面積を事業者より提案させていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
148	4-99	第4章	第11節	3-7	ろ液貯留槽 5) 設計基準 (2)	洗浄水及びオーバーフロー水は、ごみピット排水貯留槽またはごみピット排水受槽に排水するものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。
149	4-101	第4章	第11節	4-2	下水道圧送ポンプ 1) 形式	形式は水中ポンプと指示がありますが、陸上ポンプで提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
150	4-102	第4章	第11節	4-3	下水道圧送管	取合い点の詳細（深さ等）をご教示願います。	下水道本管の設置状況を踏まえ、ご提案ください。 入札参加の希望者に下水道関係の資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。
151	4-105	第4章	第12節	-	-	「電気事業者との協議により必要となる機器は、設置すること」とありますが、接続検討の事前申し込みに対する電気事業者側の回答についてご提示の程お願いします。	No62をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
152	4-105	第4章	第12節	1	3)他施設への配電 (1)市民温水プール	市民温水プールへの電力供給につきまして、以下についてご教示ください。 ①高調波発生機器からの高調波流出電流計算書(その1)(該当機器等) (高調波を発生する機器(インバータ、エアコン等)の仕様、数量、メカ等のみでも提示いただけないでしょうか。) ②力率改善装置の有無及び力率	入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局(入札説明書第6章1(13))に連絡ください。 なお、高調波電流計算書は有りません。
153	4-105	第4章	第12節	1	一般事項 3)他施設への配電 (1)市民温水プール	「130kW程度の電源を送電できること」とありますが、「添付資料9 余熱利用及び排水処理チェックシート」においては、多い日で1日1500kWh前後の送電量となっております。売電量の算出においては、プールへの送電量を1日あたり130kW×12時間として算出させていただいてよろしいでしょうか。 また、共通休炉時の時間最大送電電力は130kWと考えてよろしいでしょうか。	前段は、プールへの送電量を1日あたり130kW×12時間を想定してください。 後段は、お見込みのとおりです。
154	4-105	第4章	第12節	1	3)他施設への配電 (1)市民温水プール	契約電力算出にあたり、全炉停止期間を含め、常時130kWの送電を見込むと認識してよろしいでしょうか。提案時において公平を期すために、ご指定いただきたく存じます。	No153をご参照ください。
155	4-110	第4章	第12節	1	一般事項 6)盤類 表3.12.1	スタートブロー制御盤の備考に「グラフィックによる工程表示を行う」とありますが、タッチパネルによる工程表示にて提案とさせていただきますよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。 なお、設置場所はNo97をご参照ください。
156	4-111	第4章	第12節	1	一般事項 7)配線・配管 (2)配管材料 ①屋内配管	「炉室内・・・は、原則としてケーブルダクト又は電線管とする」とありますが、炉室内においては、耐候性にも問題がなく弊社でも実績が多数あるため、ケーブルラックでの施工を採用させていただけないでしょうか。	要求水準書どおりとします。
157	4-115	第4章	第12節	6-2	進相コンデンサ盤 4)設計基準 (2)	進相コンデンサ盤の設計基準について、「受電電力の力率改善は、発電機及び本コンデンサによって95%以上(目標値)になるよう自動調整制御する。」とあります。本コンデンサの容量は、発電機が起動するまでの焼却炉1炉立上げにおいて、力率を95%以上とするのに必要な容量と考えてよろしいでしょうか。	発電機が運転していない時の2炉運転を想定し容量計算をしてください。
158	4-118	第4章	第12節	7-2	発電機 3)主要項目 (1)出力	「容量は十分な余裕をもつものとし、容量は本市と協議による」とありますが、余裕によっては発電機効率が変わるため、発電出力や発電量に大きく影響します。したがって、容量は事業者にて決定させていただきますようお願い致します。	本市との協議のうえで、本市にとって最も優位となる設計をお願いします。
159	4-118	第4章	第12節	7-2	発電機 3)主要項目 (6)計測器 ①電気計測器	「記録電力計」とありますが、電力量計を発信器付とし、分散形DCSで帳票記録することで対応とさせていただけないでしょうか。	可とします。
160	4-119	第4章	第12節	7-2	発電機 3)主要項目 (6)計測器 ④保護装置	電気機器点数削減による維持管理の簡素化のため、「表3.12.2 原動機及び発電機の保護装置」に記載の「内部故障 87」について、非常用であるため87を省略させていただいてよろしいでしょうか。	機器の保護的に不要と説明が可能であれば、提案可能とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
161	4-120	第4章	第12節	8-1	プラント動力主幹盤 (ロードセンタ)	遮断器を設置しない場合は、高圧変圧器盤と列盤構成とする低圧配電盤に機能統合することを前提にプラント動力主幹盤を省略させていただいてよろしいでしょうか。	保護協調及びメンテナンス性を考慮して問題なければ提案可能とします。
162	4-121	第4章	第12節	9-1	低圧動力制御盤 (コン トロールセンタ)	インバータ負荷等、コントロールセンタになじまない負荷は、メンテナンス性を考慮し、自立盤にて提案させていただいてよろしいでしょうか。	大型インバータの場合は提案可能としますが、その他提案内容については、実施設計時の協議とします。
163	4-124	第4章	第12節	12-3	計測器 1) 電気計測器	「記録電力計」とありますが、電力量計を発信器付とし、分散形DCSで帳票記録することで対応とさせていただいてよろしいでしょうか。	可とします。
164	4-128	第4章	第13節	3	計装設備 1) プラント用コン ピュータシステム (3) メッセージプリン タ	警報 (重故障・軽故障) 等のメッセージは分散型DCSに保存されます。省資源化の観点から、カラーハードコピー装置と兼用する事とし、メッセージプリンタは省略させていただいてよろしいでしょうか。	可とします。
165	4-129	第4章	第13節	3	計装設備 1) プラント用コン ピュータシステム (8) 自動通報装置 ①	「重大な非常事態」とは、焼却炉に関わる非常事態との認識でよろしいでしょうか。 焼却炉に関わる非常事態の場合、遠隔監視により事業者で非常事態の認識が可能であるため、事業者より各所へ発信することにより、自動通報設備を省略させていただいてよろしいでしょうか。	前段は、お見込みのとおりです。 後段は、要求水準書どおりとします。
166	4-130	第4章	第13節	3	計装設備 1) プラント用コン ピュータシステム (9) 分散型プロセス 制御ステーション イ) 受変電・発電設備の 自動制御 ④	「④可能発電量制御」との記載がありますが、将来的に出力抑制等が課される可能性を考慮したものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
167	4-136	第4章	第13節	5	公害防止監視装置	「連続式レコーダは、データーロガーを基本とすること。」とありますが、分散型DCSでのデータ収集での対応も可能と考えてよろしいでしょうか。	可とします。ただし十分な保存容量を確保してください。
168	4-139	第4章	第13節	6	ITV装置 7) カメラ設置場所	ITVカメラの設置場所が表3. 13. 3ITVカメラ (参考) に記載されていますが、事業者にて必要な場所は提案させていただいてよろしいでしょうか。 例えば、灰出し設備は監視が不要なため設置せず、灰・固化物搬出等に設置する等、事業者にて必要な箇所が異なることが考えられます。	要求水準書のとおりとしますが、詳細な場所については本市と協議後決定することとします。
169	4-141	第4章	第13節	9	計装用機器及び工事 11) 施工範囲	「宮ノ陣クリーンセンターの既存の計量システムと連携すること」とありますが、具体的な連携内容をご教示ください。	No79をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
170	4-143	第4章	第14節	2-1	集じん設備 5) 設計基準 (2)	「ダスト搬送コンベヤ等によりごみピットへ搬送する設備を考慮すること」とありますが、ダストの搬送先を集じん灰貯留タンクとしてよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
171	4-143	第4章	第14節	3	小動物等搬送・投入設備	本設備の参考図等をご提示いただけないでしょうか。	入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。
172	4-144	第4章	第14節	3-2	搬送機 3) 主要項目 (6) 速度、電動機及び制御方式	小動物等搬送機については、巻上・横行ともに定速での運転となりますので、インバータはなしとさせていただきますもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
173	4-145	第4章	第14節	5	電気自動車又はプラグインハイブリッド車の急速充電設備	この充電設備については、公共開放する予定と認識してよろしいでしょうか。また、料金の徴収の有無によって駐車場計画が変わりますので、有料もしくは無料での使用予定についてご教授ください。	現時点で公共開放の予定はありません。公用車（乗用車）1台程度の利用を想定してください。
174	4-145	第4章	第14節	5	電気自動車又はプラグインハイブリッド車の急速充電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド車の急速充電設備について、維持管理費の算定にあたり利用頻度を想定するため、利用対象者、料金収受の有無、運用方針についてご教示願います。	No173をご参照ください。
175	4-146	第4章	第14節	5	電気自動車又はプラグインハイブリッド車の急速充電設備 3) 設置場所	急速充電設備の設置場所は、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
176	4-147	第4章	第14節	8	理化学試験器用具 19 ごみピット直接排水口	表中19に「ごみピット直接排水口」とありますが、ごみピットとの直接接続では、臭気の懸念があるため、側溝を経由してダイオキシンにふれた水を貯留する排水槽へと集水するものとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
177	5-1	第5章	第1節	2	計画及び設計の留意事項	「2）計画高は、現況の地盤高とする」とありますが、現況の地盤高がわかる測量図をご提示いただけないでしょうか。	入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。
178	5-3	第5章	第2節	3	動線計画 2) 歩行者動線 (3)	「見学者通路の有効幅員2.7mとし・・・」とありますが、有効幅員とは壁端間の距離と解釈してよろしいでしょうか。	建築基準法上の考え方に沿って計画してください。
179	5-8	第5章	第4節	2	平面計画 1) 工場関係諸室 (1) 受入供給室等 ④エアカーテン機械室	エアカーテンの設置場所をプラットフォーム出入口扉上部とし、騒音振動対策が取れている場合は、エアカーテン機械室を設置しないものとしてよろしいでしょうか。	可とします。
180	5-8	第5章	第4節	2	平面計画 1) 工場関係諸室 (1) 受入供給室等 ⑤一時保管スペース	腰壁を設置する場合は高さ3mまでRC造とありますが、受入物の貯留をコンテナで行う場合は腰壁高さについては任意としてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
181	5-10	第5章	第4節	2	平面計画 ⑯プラント用受水槽・ 冷却水槽等	「排水槽は水密性の高いコンクリート仕様とすること」とありますが、一方で「p.4-91 3.水槽類仕様」には機器冷却集水槽はSUSと記載があります。したがって、機器冷却集水槽の仕様につきましては水密コンクリート仕様あるいはSUS製パネルタンクを採用でき、事業者側で決定できるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
182	5-14	第5章	第4節	2	平面計画 ⑦その他 イ	「薬品庫、熱源供給室等」とありますが、設置スペースを検討のうえ専用室とはせず、他の部屋と兼用してもよろしいでしょうか。	可とします。
183	5-14	第5章	第4節	2	平面計画 ⑦その他 ロ	「・・・空調機室外機、機器冷却水冷却塔置場等は、隔離された部屋とし、防音対策を講じること」とありますが、音源が小さく敷地境界での騒音値を十分満足できれば必要に応じて防音対策を講じるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
184	5-15	第5章	第4節	2	平面計画 (9)洗濯・乾燥室	「乾燥室は、本施設の余熱を利用して適温に保つこと」とありますが、蒸気（又は温水）により部屋全体を加温する方式との理解でよろしいでしょうか。 なお、その場合、共通休炉時は熱供給できないため、休炉用に電気式乾燥機を設けることでよろしいでしょうか。	前段は、お見込みのとおり。 後段は、休炉中においては、何らかの方法で乾燥室の機能を維持してください。
185	5-16	第5章	第4節	3	構造計画	3) (2)上部構造①に「ただし、重量機器、振動発生機器、振動発生機器類を支える架構は、剛性の高いSRC造またはRC造とすること」とありますが、貴市が想定する重量機器、振動発生機器、振動発生機器類をご教示いただけないでしょうか。	蒸気タービン発電機、空気圧縮機、送風機などを想定しています。その他はご提案によるものだと考えています。
186	5-18	第5章	第4節	3	構造計画	6) (6)階段に「①グレーチング部に設けるものは、S造、その他はRC造」とあります。 階段に接続する床材がグレーチングの場合、階段はS造とし、その他はRC造の階段と理解しましたが、階段に接続する床材に関わらず、階段は構造仕様（S造もしくはRC造）を提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
187	5-18	第5章	第4節	3	構造計画	6) (6)階段に「②見学者通路の手摺・ノンスリップ等は、原則としてステンレス製」とあります。一方、(6)②ウ手摺に「見学者が利用する範囲については木製の物を両側に2段設ける」とあります。 見学者通路の手摺はステンレス製・木製のいずれを採用すべきかご教示いただけないでしょうか。	木製を正としてください。
188	5-18	第5章	第5節	3	6) 一般構造 (6)	(6) 階段にて「①・・・その他はRC造とする。」と記載がございますが、建物構造に応じて適切な仕様にて計画とさせていただけないでしょうか。	No186をご参照ください。
189	5-18	第5章	第5節	3	6) 一般構造 (6)	(6) 階段にて「②見学者通路の手摺は・・・ステンレス製とする」とありますが、「ウ」にて「木製のものを…」と記載があります。事業者にて場所に応じて適切な仕様にて計画とさせていただけないでしょうか。	No187をご参照ください。
190	5-20	第5章	第4節	5	建築仕様 1) 工場棟 (3) 腰壁	腰壁高さ1.5mは機能的に問題なければ高さを下げてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
191	5-23	第5章	第4節	5	建築仕様 8) その他の施設 (1) 余熱利用施設への配管及び共同溝 ①	共同溝内の内容物は「添付資料2 工事段階図」と理解しますが、電気関係については共同溝ではなく埋設配管としてもよろしいでしょうか。また、貴市で想定されているボックスカルバートの形状・仕様・寸法をご教示願います。	前段は共同溝内に設置してください。 後段は、事業者でご提案ください。
192	5-25	第5章	第5節	2	外構工事 3) 構内排水 (1) 基本計画 ①	北東部の現焼却施設の道路側溝に接続（桝）とありますが、既存の道路側溝の詳細をご教示願います。	No11をご参照ください。
193	5-25	第5章	第5節	2	3) (1)②	構内排水について、「集水面積、降雨強度、流出係数を十分に勘案し・・・」と記載がございますが、取合点以降の排水構造の設計数値に従う必要があると認識しておりますので、別途工事となる雨水排水計画資料をご提示いただけないでしょうか。	No11をご参照ください。
194	5-25	第5章	第5節	2	外構工事 4) 植栽 (2)	緑のカーテン用ネット取付金物等を設置とありますが、足元でメンテナンス可能な壁面緑化システムを設置ということではよろしいでしょうか。	ご提案ください。
195	5-27	第5章	第6節	2	2)設計基準 (1) ③	(1)③ニ. にアルミケーブルラックと記載がございますが、鋼板製ケーブルラックでの計画とさせていただきます。	要求水準書どおりとします。
196	5-29	第5章	第6節	2	2)設計基準 (2) ①	(2)①へ. に「工場棟関係諸室建築設備計画一覧表、管理用諸室・付属施設建屋建築設備一覧表」と記載がございますが、こちらの資料をご提示いただけないでしょうか。	「工場棟関係諸室建築設備計画一覧表、管理用諸室・付属施設建屋建築設備一覧表」は削除します。
197	5-36	第5章	第7節	2	給排水衛生設備工事 2) 設計基準 (3) 給水設備	「雨水を利用する雨水処理施設及び雨水配管設備は本工事所掌とすること」と記載がございますが、現施設解体跡地にて使用する雨水配管設備は、本工事所掌範囲外と認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 現施設解体跡地にて雨水利用ができるよう工事エリア境界まで配管を設置してください。
198	5-37	第5章	第7節	2	給排水衛生設備工事 表5.5.12 使用区分給水量	水質の項目に井水がありませんが、井水の使用も提案可能と考えてよろしいでしょうか。 また、空調設備については、水を使用しない方式を提案してもよろしいでしょうか。	前段はお見込みのとおりです。 後段は可とします。
199	5-37	第5章	第7節	2	給排水衛生設備工事 表5.5.12 使用区分給水量	給水量については、節水型設備を選定することで、職員・作業員等の給水量（200ℓ/人/日等）等を含めて事業者にて提案させていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
200	5-37	第5章	第7節	2	給排水衛生設備工事 表5.5.12 使用区分給水量	雑散水の容量（10m ³ /日、30m ³ /日）の記載がありますが、これらは外構散水用と道路散水車用との理解でよろしいでしょうか。 なお、道路散水車用の場合、散水車は貴市範囲と考えてよろしいでしょうか。	・表5.5.12使用区分給水量（参考）の雑散水については削除します。 ・5-38⑧イ. 雑散水項目は削除します。 ・散水車はお見込みのとおりです。
201	5-39	第5章	第7節	2	給排水衛生設備工事 (4) 排水通気設備 ⑦排水ポンプ、汚水ポンプ ハ	「満水時の排水貯槽を15分間以内で排水できる仕様」とありますが、排水貯槽とは床排水槽との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
202	5-40	第5章	第7節	3	消防設備	「①消防法令に基づく設備を設置すること」とありますが、本案件につきまして、所轄消防署様や関係官庁への問い合わせを実施してもよろしいでしょうか。	可とします。
203	5-42	第5章	第7節	5	空調設備工事 表5.5.18 換気風量一 覧（参考）	「換気風量一覧（参考）」とありますが、原則として換気風量は表に記載のとおりであり、記載の室を設置する場合に適用されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
204	6-3	第6章	第1節	5	緊急時対応 (7)	「杉谷埋立地の緊急信号発報時」と記載がございますが、どのような事態に緊急信号が発報する計画となっているのかご教示ください。	資料を提示いたします。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1（13））に連絡ください。
205	6-7	第6章	第1節	9-4	運営終了時の対応 (4)	「事業期間終了時において、それまでの修繕及び維持管理実績を考慮し、・・・その結果を本市に報告すること。」とありますが、「p.6-6 9-2. 補修・更新計画と実績の検証」と同じ内容と理解してよろしいでしょうか。	同様の作業を求めています。9-4運営終了時の対応（4）は長寿命化総合計画の見直し（再策定）を求める旨を記載しています。
206	6-7	第6章	第1節	9-4	運営終了時の対応 (5)	「運営期間が延長されない場合、運営事業者は、運営期間終了後の本施設を運営する本市又は本市が指定する者（以下「次期運営事業者」という。）に対し、最低3ヶ月間の運転教育を行うこと。」とありますが、次期運営事業者への運転指導は事業期間中に行うものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
207	6-7	第6章	第1節	9-4	運営終了時の対応 (5)	次期運営事業者に対し、最低3か月間の運転教育を行うと記載がございますが、事業期間終了までに運転教育を行うためには、事業期間終了の5～6か月前までには次期事業者選定をお願いいたします。	配慮します。
208	6-7	第6章	第1節	9-4	運営終了時の対応 (5)	「次期事業者に対し、原則的にすべてを開示する。」とありますが、事業者のノウハウに係わる内容もあるため、開示内容については事前協議をさせていただけないでしょうか。	次期事業者が本施設の運営を行う上で本市が必要と判断する資料は原則開示します。
209	6-8	第6章	第2節	2	有資格者の配置 (2)	「p.6-8 2. 有資格者の配置(2) 運営事業者は、本施設において必要となるボイラータービン主任技術者及び電気主任技術者を配置し、設計・建設期間を含め、電気事業法上の管理責任を追うこと。なお、本受電の系統に関する全ての施設（市民温水プールを含む）を管理すること。」、「p.6-20 8. 点検・検査の実施(10) 本受電の系統に関する全ての施設（市民温水プール等を含む）の電気設備について法定点検・管理を行うこと。」とありますが、市民温水プールの電気設備については本施設に配置する電気主任技術者の指示により保守管理を行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
210	6-9	第6章	第3節	1	本施設の受付管理業務	「将来的に不燃粗大ごみ等を受け入れた場合は、その計量受付業務も含む。（不燃粗大ごみストックヤードでの受入業務は含まない。）」とありますが、不燃粗大ごみの受入開始以降に貴市の指示により計量機システムの改造等が必要となった場合に係る費用については協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、本事業において、将来的な不燃粗大ごみ等の受け入れを見込んだ計量機システムの構築を求めます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
211	6-9	第6章	第3節	1	本施設の受付管理業務	「将来的に不燃粗大ごみ等を受け入れた場合は、・・・」とありますが、当該ごみの受入業務により不燃性粗大ごみストックヤードにて使用する電気・水の使用量算出のため、下記についてご教示願います。 ・不燃性粗大ごみの搬入頻度（週に1回など）、車両台数 ・不燃性粗大ごみの受入人員数	※現時点での想定は次のとおりです。但し、今後の検討で増減することがあります。 受入頻度：週1回程度 車両台数：100台程度 受入人数：3～4名程度 入札参加の希望者に不燃性粗大ごみ受入れ試行の資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。
212	6-9	第6章	第3節	3	受付管理(4)	「運営事業者は、災害廃棄物（災害ごみ）を搬入しようとするものに対して、減免措置の有無を確認する作業を行うこと。」とありますが、減免措置の確認はどのような手順にて行うのかご教示願います。	罹災証明等による確認が原則となりますが、災害の種類や規模等に応じ、本市の指示のもと臨機応変に対応をお願いする場合があります。
213	6-10	第6章	第3節	3	受付管理(12)	「運営事業者は、ごみに関する搬入等の本施設に関する全般的な問い合わせの電話対応を行うこと。」について、既設における電話対応実績（件数）及び貴市が想定されている電話対応の曜日・時間をご教示願います。	前段は、現上津クリーンセンターのみで月間で最低400件から最大1,000件程度、平均で700件程度です。 後段は、P6-9 表3-1受付時間に記載している曜日と時間となります。
214	6-10	第6章	第3節	3	受付管理(13)	「運営事業者は、機密文書の受入予約を行うこと」とありますが、機密文書の搬入は全て予約受付であり、予約無しで持ち込まれることはないかと理解してよろしいでしょうか。	事前予約分を処理対象としています。 予約無しの持ち込みについては、原則、持ち帰りをお願いしています。
215	6-10	第6章	第3節	3	受付管理(13)	「運営事業者は、機密文書の受入予約を行うこと。」について、既設における受入予約実績（頻度）及び予約方法（曜日・時間含む）をご教示願います。	入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。
216	6-10	第6章	第3節	4	計量(2)	混載により複数回計量が必要なごみ種別をご教示ください。	P6-10 5. (5) をご確認ください。
217	6-10	第6章	第3節	5	料金徴収代行(2)	「運営事業者は徴収した料金を、本市が指定する方法によって本市に引き渡すこと。」とありますが、以下の事項についてご教示願います。 ①引き渡し方法については、「実施方針に関する質問回答 No.2」でご回答いただいているとおり、金融機関への振り込みという理解でよろしいでしょうか。 ②その場合、振込に係る手数料は貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	①は本市が発行する納付書で金融機関での納付となります。なお、受付で収納したごみ手数料は翌日又は翌営業日に金融機関で納付してください。 ②はお見込みのとおりのご負担は有りません。
218	6-13	第6章	第4節	4	搬入管理(4)	運営事業者が十分な注意喚起等の対策を行っているにもかかわらず、搬入者が搬入禁止物を不当に混入させていた場合、リスク管理方針書No.55に記載の通り、事業者は免責と認識してよろしいでしょうか。	運営事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしているかが判断指標となります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
219	6-13	第6章	第4節	4	搬入管理 (7)	「運営事業者は、本市が…搬入検査（展開目視検査）に対して、ショベルローダーの重機操作等の協力を行うこと。」とありますが、受入業務等に支障がない適正人員を検討させていただくためにも貴市が想定している搬入検査の頻度・1回当たりの車両台数をご教示願います。	毎月1回程度で、午前又は午後に市が実施します。1回当たり検査は10台程度となります。 (主に検査のため、ゴミ投入扉の前に荷下ろししたごみを、展開検査後にその都度、重機でゴミピットへ投入する業務となります。)
220	6-13	第6章	第4節	6	適正運転 (1)	「なお、本市が行う検査は、以下のとおりとし、その他は全て運営事業者とする。」とありますが、表に記載の分析に係る業務は全て貴市にて実施いただけるものと理解してよろしいでしょうか。なお、事業者にて実施すべき分析項目がございましたら、ご提示いただけませんかでしょうか。	前段はお見込みのとおりです。なお、各種試料の採取等で事業者に協力を求めます。 後段は、作業環境測定や簡易専用水道を設置した場合の法定検査などを想定していますが、ご経験からご提案ください。
221	6-14	第6章	第4節	6-2	各種基準値を満足できない場合の対応 1) 要監視基準と停止基準 (2) 基準値	「運転基準値については、その超過などが発生した場合でも、是正勧告、委託料の減額の対象としない。」とありますが、要監視基準値を超過した場合は是正勧告・委託料の減額の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書別紙4及び運営・維持管理業務委託契約書（案）をご確認ください。 なお、8運営・維持管理業務委託契約書（案）に対する質問回答NO.4をご参照ください。
222	6-16	第6章	第4節	7	最終処分場への搬出 (1)	固化灰サンプルを搬出毎に1kg程度採取し6カ月程度保管すると記載がございますが、保管時における特別な管理は不要と認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 詳細は本市と協議のうえ決定します。
223	6-17	第6章	第4節	11	運転管理記録の作成	「運営事業者は、・・・電子データ及び印刷物の形で運営期間中保管すること。また、日報、週報、月報、年報等の印刷物としての保管については、本市の指示に従うこと」とありますが、電子データのみでの保管も可とさせていただいてもよろしいでしょうか。	全てを電子データのみでの保管は想定していません。詳細は本市と協議の上で決定します。
224	6-18	第6章	第5節	2	清掃	「運営事業者は、施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃（剪定、刈り込み及び除草等を含む）し、清潔に保つ。特に見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。（本市の居室を含む。）」とありますが、貴市居室の清掃については機密情報管理等の観点から貴市にて実施いただけないでしょうか。	要求水準書どおりとします。
225	6-18	第6章	第5節	3	施設警備・防犯	「余熱利用施設（市民温水プール）での火災検知を本施設の中央制御室に設置した副受信機でも確認できるようにすること。（必要な改造費は本事業に含む。）」とありますが、市民温水プール側の火災検知に係る設備、機器の仕様をご教示願います。	入札参加の希望者に資料を提示します。 令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1（13））に連絡ください。 なお、本工事範囲から市民温水プールまで長距離でポンプによる圧送が必要な場合、市で設置する副受信機からポンプへの起動信号を送るための配線・電線管等の敷設は事業者所掌となります。
226	6-18	第6章	第5節	1	本施設の維持管理業務	「現施設の敷地管理及び街灯・植栽等の管理を行うこと。なお、現施設解体後の敷地管理（災害廃棄物（災害ごみ）置場、駐車場等）も行うこと」とありますが、災害廃棄物（災害ごみ）置場への受入時において必要な誘導員、重機、資材（鉄板）、現状復旧等については、貴市の所掌範囲にて行うとの理解でよろしいでしょうか。	事象発生時に事業者と協議の上で決定します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
227	6-19	第6章	第5節	5	備品・什器・物品・用 役の管理 (3)	「運営事業者が備品・什器・物品の調達を行う範囲は、本市の事務室、更衣室、会議室及び休憩室を除く全ての範囲とする。」とありますが、貴市が使用する「p. 4-146 7. 分析室、8. 理化学試験器用具」の維持管理・更新についても貴市の所掌範囲と理解してよろしいでしょうか。	事業者の業務範囲とします。維持管理・更新頻度はご経験からご提案ください。
228	6-19	第6章	第5節	6	施設の機能維持	市民温水プールのキュービクル式高圧受電設備の仕様についてご教示ください。	入札参加の希望者に温水プールの資料を提示します。令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。
229	6-19	第6章	第5節	6	施設の機能維持	「本施設から給電を行う市民温水プールのキュービクル式高圧受電設備、低圧配電設備など維持管理業務の範囲に含むこととする。」とありますが、維持管理費用の算出にあたり、各設備の仕様ならびにこれまでの維持管理実績についてご教示下さい。また、運営期間中に市民温水プールの高圧受電設備、低圧配電設備の改造・更新が必要となった場合には、当該工事は別途事業として行うという理解でよろしいでしょうか。	前段については、入札参加の希望者に資料を提示します。令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。後段は、お見込みのとおりです。
230	6-20	第6章	第5節	7 8	点検・検査計画の作成 (5) 点検・検査の実施 (6)	「(5) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行えるように計画すること。」「(6) 同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は原則として同時に行うこと。」とありますが、「同時に休止を必要とする機器」がどのような機器を想定されているかご教示ください。	経験からご提案ください。
231	6-20	第6章	第5節	8	点検・検査の実施	「(10) 本受電の系統に関する全ての施設(市民温水プール等を含む)の電気設備について法定点検・管理を行うこと」とあります。市民温水プールの単線結線図、高調波流出電流計算書をご提示いただけないでしょうか。	入札参加の希望者に資料を提示します。令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。なお、高調波流出電流計算書はありません。
232	6-28	第6章	第10節	4	見学者対応（平日の み） (1)	「施設の見学を希望する者の対応は、見学の申込受付、日程調整を含め、・・・」とありますが、“予約無しの見学者及び来場者”についても、貴市の対応所掌と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
233	6-29	第6章	第10節	5	住民対応 (2)	「本市が地元校区と締結している公害防止協定を遵守すること。」とありますが、貴市が地元校区と締結している公害防止協定内容をご開示いただくことは可能でしょうか。	開示はいたしません。公害防止協定に基づき、要求水準書の公害防止基準を設定していますので、要求水準を遵守してもらえれば問題ありません。
234	6-29	第6章	第10節	5	住民対応	(2)「地元校区と締結している公害防止協定」とありますが、地元校区とは上津校区を指すのでしょうか。また、施設に近接の地元自治会および公害防止協定書の内容をご教示いただけないでしょうか。公害防止協定書の内容をご教示いただけない場合、遵守すべき事項をご教示いただけないでしょうか。	No233をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
235	6-29	第6章	第10節	8	搬入物の現場確認	<p>「現地調査指導が必要な場合は、本市にて…。運営事業者は、本市が行う現地調査指導に協力すること。」について、以下の事項をご教示願います。</p> <p>①現地調査指導と本要求水準書「6-13 第6章 第4節 4 (7)」の搬入検査（展開目視検査）は別業務を指しているのでしょうか。</p> <p>②別業務を指している場合、貴市が想定している現地調査指導の頻度・内容（運営事業者の協力内容含む）をご教示願います（応募事業者間との公平性を担保するためにもご教示いただきたいと存じます。）。</p>	<p>①別業務ですが、関連する場合も想定されます。</p> <p>②現地調査指導とは、市民や事業者から搬入不適物が搬入された場合などに、本市職員が現地（各家庭、事業所等）へ調査・指導へ行くことです。頻度としては想定はできません。</p> <p>なお、運営事業者が現地へ出向き調査指導を行うことはありません。事業者は搬入されたごみを受付やプラットホームで確認・指導等を行うことが業務となります。</p>
236	6-29	第6章	第10節	10	イベント等の開催	<p>運営事業者が協力するイベントについて、時期や頻度等についてご教示ください。また、クリーンセンターに関連するイベントと認識してよろしいでしょうか。</p>	現時点の想定はありません。
237	6-29	第6章	第10節	10	イベント等の開催	<p>「事業者は本市が開催するイベント等を行う場合は、協力すること。」とありますが、現在、貴市にて実施しているイベント等で本事業においても継続検討されているイベント等があれば開催頻度・内容・事業者の協力内容等をご教示願います。また新たに開催を検討されているイベント等もあれば併せてご教示願います。</p>	No236をご参照ください。
238	添付資料1	-	-	-	工事エリア位置図	<p>添付資料1 工事エリア位置図の敷地境界を明記したCADデータ（dwgまたはdxf形式）をご提供いただけないでしょうか。</p>	<p>入札参加の希望者に資料を提示します。</p> <p>令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。</p>
239	添付資料2	-	-	-	工事段階図（ユーティリティ取合点位置図）R9年度【次期施設建設中】	<p>本事業の建設エリア外の共同溝の敷設範囲が明示されていますが、「取り合い点は、「次期施設外壁から10 m程度とする」に従うものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>そうでない場合は、空配管の整備も同様の敷設範囲でしょうか。また、敷設範囲の場合共同溝、空配管のサイズをご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>添付資料2に示す取り合い点を基本としています。空配管も同様です。</p> <p>共同溝や空配管のサイズは事業者が計画しご提案ください。</p> <p>なお、現施設解体跡地にて使用する雨水配管設備などの取り合い点は、原則的に次期施設外壁から10m程度としています。</p>
240	添付資料2	-	-	-	工事段階図 R5年度【次期施設建設前】	<p>「添付資料2 工事段階図」のピンク線にて囲われている範囲は、貴市にて撤去いただくと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、「12.ブロック積工」とありますが、貴市にて対応いただけるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
241	添付資料2	-	-	-	工事段階図	(市からの追加説明)	<p>煙突の配置については、生活環境影響調査では北側を想定していること等を考慮し、現施設と同様に敷地北側に配置するように計画して下さい。</p>
242	添付資料5	-	-	-	地質調査報告書	<p>地質調査報告書によると「過年度調査孔」として3孔（「本年度調査孔」と合わせて計6孔）のボーリング調査を実施されているものと認識しております。添付資料の「H5柱状図.pdf」には柱状図が1枚しか添付されておらず、またNo. や調査年月日なども空欄であり、詳細が不明なため、過年度調査孔の地質調査報告書をご提示いただけないでしょうか。</p>	<p>入札参加の希望者に資料を提示します。</p> <p>令和5年7月14日までに本市事務局（入札説明書第6章1(13)）に連絡ください。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
243	添付資料7	-	-	-	次期上津クリーンセンター施設整備に係る土壌汚染調査業務委託報告書	<p>土壌汚染対策法の手続き状況につきまして、以下の内容をご教授ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条の形質変更届の提出状況 ・基準値超過している汚染土の扱いについて、規制当局からの指導有無(法6条や法7条など) 	<p>現在は未提出です。形質変更を行う範囲・深さ等が決定した後には本市にて提出いたしますので、資料の提供をお願いします。</p> <p>工事エリアの一部(20m×10m=200㎡)が、形質変更時要届出区域に指定されております。このため、工事着手14日前までに届出(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書、汚染土壌の区域外搬出届出書)の提出が必要となりますので、資料の提供をお願いします。</p>
244	添付資料7	-	-	-	次期上津クリーンセンター施設整備に係る土壌汚染調査業務委託報告書	<p>指定区域予定範囲(指定区域有無を含めて)やその扱いについて、ご教示ください。</p> <p>また、指定がある場合は以下の内容をご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地全域か、部分的な指定か ・要措置区域か、形質変更時要届出区域か ・指定があった場合、指定範囲の工事は着手できないのか ・区域指定解除を行う方針か 	<p>No243をご参照ください。</p> <p>区域指定の解除については、土壌汚染の除去をもって、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドラインに基づく報告により、解除の判断をすることとなりますので、必要な資料を作成してください。</p>

入札説明書等に関する質問回答

5 基本協定書（案）に対する質問回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	6	10	3		秘密保持	弁護士、公認会計士、税理士等に開示する場合に相手方に通知するという条件は実務的でないため、法令上守秘義務を負う第三者については、事前通知なく開示できる条件とさせていただけないでしょうか。	基本協定書（案）どおりとします。

入札説明書等に関する質問回答

6 基本契約書（案）に対する質問回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	4	1		入札説明書等の優先順位	本基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約が質問回答書より上位に位置付けられておりますが、本基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約についての質問回答においては、最優先で適用されると認識してよろしいでしょうか。	基本契約書（案）に記載のとおり、案が取れた段階で、本基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約が質問回答書より上位となります。入札公告時に公表している各契約書（案）に対してはお見込みのとおりです。
2	6	19	1		損害賠償	運營業務者が運營業務委託契約上の債務不履行に起因して発注者に対して損害を与えた場合、構成員が運營業務者と連帯して負う損害賠償義務については、他の条項によらず本条に定める上限が適用されると認識してよろしいでしょうか。	第19条では損害賠償債務の上限を規定していません。

入札説明書等に関する質問回答

7 建設工事請負契約書（案）に対する質問回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	3	4	2		契約保証金	(市からの追加説明)	「前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、表記の請負代金額（以下「請負代金額」という。）の100分の10以上としなければならない。」を前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、表記の請負代金額（以下「請負代金額」という。）の100分の15以上としなければならない」と変更します。
2	4	5条の2	2		著作権の譲渡等	書類や図面等を第三者に公表、譲渡する場合、事前に協議させていただけると認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、本市の情報公開条例に基づく対応とすることを原則とします。
3	4	5条の2	6		著作権の譲渡等	本項目には利用目的についての記載がございませんが、本契約や工事目的物の運用を意図しているという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	7	10	1		現場代理人及び主任技術者等	現場代理人の配置について、現地工事序盤は主に土木・建築工事であり、土工事を担当する構成企業から選任することが適任と考えます。また、プラント工事着工以降はプラント工事を担当する構成企業から選任することが適任と考えますので、そのような工事進捗に合わせた配置とさせていただけないでしょうか。	現場代理人については、事前に本市との協議を行い、変更後の現場代理人がその現場に常駐し、その運営及び取り締まりを行う事に支障がないと認めるときは途中交代が可能です。
5	7	10	1		現場代理人及び主任技術者等	監理技術者の配置について、構成企業の中から土工事、プラント工事それぞれ該当工事期間中、別々に配置するものと認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答

8 運営・維持管理業務委託契約書（案）に対する質問回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	2	4	1		契約の保証	ただし、令和7年度は翌年の3月1日から3月31日までの1ヶ月間の期間をいうものとする。)とありますが、令和10年度は翌年の10月1日から3月31日までの6ヶ月間の期間をいうものとする。)の誤記ではないでしょうか。	「令和7年度は翌年の3月1日から3月31日までの1ヶ月間の期間をいうものとする」を「令和10年度は令和10年10月1日から翌年の3月31日までの6ヶ月間の期間をいい、令和30年度は令和30年4月1日から9月30日までの6ヶ月の期間をいうものとする。」と修正します。
2	2	4	2		契約の保証	運営・維持管理業務委託料を241分の12で除した額・・・と記載がありますが、240分の1の誤記ではないでしょうか。	「運営・維持管理業務委託料を241分の12で除した額」を「運営・維持管理業務委託料を240分の12で乗じた額」と修正します。
3	7	20	1	-	住民対応	「受注者は、発注者が周辺住民等と締結する協定等を順守し、…」とありますが、貴市にて締結済みの周辺住民等との協定書をご提示いただけませんか。 また特定事業契約書等で定められた内容から逸脱する場合は、別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書に対する質問回答No233をご参照ください。 後段についてはお見込みのとおりです。 なお、「順守」は「遵守」に修正します。
4	27	-	-	-	別紙3	(市からの追加説明)	本契約書（案）別紙3において、入札説明書の別紙4と記載内容が違う箇所は入札説明書の別紙4を正とします。 なお、本契約書（案）別紙3のP25に記載がある「※ 事業者の責めに帰すべき事由により、運営・維持管理業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、上記フローによらず、委託料の減額を行う。」は記載があることを正とします。
5	27	-	-	-	別紙3	地域経済への貢献金額未達成の場合に係る減額等の措置について「運営期間中における各年度の地域経済への貢献金額（市内業者の活用（市内業者への発注）額、地元雇用額のそれぞれ）が、提案した各年度の金額を下回った場合」とありますが、補修費については補修時期の見直しなどにより当初の年度における貢献金額が変更となる可能性があります。つきましては、達成状況の確認にあたっては「各年度」ではなく、建設工事請負契約書（案）と同様に、「運営期間中」とさせていただきますようお願い致します。	「各年度の未達成の発生が運営事業者の責によらないと本市が認めた場合は、この限りでない」としており、原文通りとします。
6	28	別紙3	3	(2)	事業者提案の未達成時に係る減額等の措置	売電電力量未達にかかる減額措置については、売電電力量未達に対する賠償に代える措置であると認識してよろしいでしょうか。	売電電力量未達が生じた場合は、売電電力量未達を理由として減額等の措置を二重に課すことはありません。但し、当該未達は何らかの事業者の責に帰する事由により生じ、同一事由により売電電力量の未達以外の要求水準の未達等が発生している場合には別の事象として扱います。
7	33	別紙6	3	(1)	物価変動等の指標	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」日本銀行調査統計局とありますが、重油種類は、燃料種類の誤記ではないでしょうか。	該当する重油種類は「A重油」又は「B重油・C重油」を指します。なお、指標については落札者決定後の協議により見直しできることとしています。

入札説明書等に関する質問回答

9 リスク管理方針書に対する質問回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1						質問なし	
2							
3							
4							